

## 受益者負担金・分担金制度における一般的な減免対象

項目		具体的な対象	減免率
都市計画法の規定に基づく都市施設	国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地（都市計画法第59条に基づき事業認可を受けたものに限る。）に係る受益者	道路、公園、緑地、広場、河川、運河その他の水路	100%
国や地方公共団体が運営する学校	学校教育法に規定する学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等（専修学校及び各種学校も含む）	75%
私立学校法に規定する学校法人が運営するもの	私立学校法第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する公益法人が各種学校の用に直接供している土地		
社会教育施設の用地	国や地方公共団体が運営する社会教育施設	図書館、博物館、科学館、公民館、社会教育センター、市民館、市民ホール、公文書館、体育館、プール、スポーツ公園等、青少年宿泊訓練施設など	50%
医療施設（病院・診療所等）の用地	国や地方公共団体が運営する病院・診療所		25%
社会福祉施設	国や地方公共団体が運営する社会福祉施設の用地社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地	保育所、福祉センター、隣保館等	75%
社会福祉法人が運営する社会福祉施設の用地	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が、同法第2条第2項及び第3項に規定する事業のために設置する社会福祉施設の用地		75%
国が企業の用に供している用地	造幣局特別会計、印刷局特別会計、国有林野特別会計、アルコール専売特別会計及び郵便事業特別会計に属する行政財産		25%
地方公共団体が企業の用に供している用地	地方財政法施行令第46条に定める企業のうち、水道事業（簡易水道事業含む）、工業用水道事業、港湾整備事業、市場事業、と畜場事業等の企業用地		25%
一般庁舎	国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している一般庁舎の用地	法務局、市役所、警察署、消防署、保健所	50%
警察法務収容施設用地	刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導所等		75%
公務員宿舎	国、県及び市の職員宿舎		25%
境内地	宗教法人法第2条に掲げる団体が同条に規定する目的のために使用する境内地（住居に使用する建物の敷地を除く）		団体による
墓地	墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項の墓地（納骨堂含む）		100%
鉄道用地	鉄道事業法第2条に規定する事業の用に供している土地	軌道敷、駅舎用地、駅前広場、その他鉄道事業用地	100%
電気事業用地	電気事業法に基づく電気事業の用に供する用地で、送電用の鉄塔用地		団体による
文化財及び文化施設の用地	文化財保護法、県及び市が文化財保護条例等で指定した文化財である土地又は文化財である建物其他工作物の敷地		100%
町内会が利用する土地	町内会等が集会の用に供している公民館、集会所の敷地、消防団等が防災用器具等を格納している消防用施設の敷地		100%
公共性のある私道及びそれに準ずる土地	道路法の適用を受ける道路以外の道路で、常時一般の通行の用に供している土地		100%
宅地化が困難な土地	土地の状況により、公共下水道施設によって汚水等を排除することができない土地	著しい低地、崖地	100%
事業のため土地、物件又は金銭を提供した受益者	管理者による判断		団体による

## 瑞穂市の受益者分担金制度の概要

事業名	特定環境保全公共下水道	コミュニティ・プラント
処理区名	西処理区	別府処理区
対 象 都市計画	瑞穂準都市計画区域	岐阜都市計画市街化区域
根拠法令	地方自治法第 2 2 4 条	
分担金額	一般住宅：15万円	
	一般住宅以外：15万円に建物延床面積200㎡を超える面積に1㎡あたり440円を乗じて得た額を加算した額 （例：共同住宅、店舗、事務所、店舗併用住宅） （計算例）延床面積500㎡の場合 $150,000円 + (500㎡ - 200㎡) \times 440円$ $= 282,000円$	
分納	一括納付のみ	
負担区	1負担区	
徴収時期	排水設備の計画の確認を受けるまでに徴収する。 （下水道接続工事の申請後、工事着手の了解を得るまでに納付）	
減免	国通知のとおり	
徴収猶予	なし	